

家庭系ごみの収集及びステーション管理支援

平成 25 年 6 月 18 日 環境局環境事業部業務課

1 収集計画

(1) 作業対象と収集計画量

全 市		作 業 対 象		実施率	収集量	日 量	1 人 1 日 当 たり排出量	稼働日数
人 口	世 帯	人 口	世 帯					
人	世帯	人	世帯	%	t	t	g	日
1,927,371	912,938	1,927,371	912,938	100.0	398,400	1,544	566	258

※全市人口及び世帯数は平成 25 年 4 月 1 日現在の推計人口。

(2) 収集体制

区分	収集計画量 (t)	車 両 体 制			
		市有車 (台)	委託車 (台)	計 (台)	車 種
燃 や せ る ご み	252,000	101	34	135	8 m ³ パッカー車及びプレス車
燃 や せ な い ご み	21,400	—	12	12	8 m ³ パッカー車及びプレス車
びん・缶・ペットボトル	34,100	(101)	29	29	8 m ³ パッカー車
容器包装プラスチック	29,800	(101)	43	43	8 m ³ パッカー車及びプレス車
雑 が み	26,100	—	20	20	8 m ³ パッカー車
枝 ・ 葉 ・ 草	19,100	—	13	13	8 m ³ プレス車
大 型 ご み	11,100	—	12	12	8 m ³ プレス車及び平ボディー車
地 域 清 掃 ご み	4,800	—	1	1	8 m ³ パッカー車及びプレス車
合 計	398,400	101	164	265	

※直営車 101 台は、平成 22 年度から「燃やせるごみ」のほかに、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」を収集している。

2 収集方法

(1) 燃やせるごみ

台所ごみ等の可燃ごみ収集で、収集方法は、昭和 46 年 8 月から全市立会い不要のステーション方式を実施している。

(2) 燃やせないごみ

不燃ごみ、焼却不適ごみ収集で、昭和 49 年 10 月から実施している（平成 5 年 3 月までは大型ごみを含む）。

(3) びん・缶・ペットボトル

平成 10 年 10 月（南区は 8 月）から、リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、びん・缶・ペットボトルの資源物収集を実施した。集めた資源物は、2 か所の資源選別セン

ター（東区中沼・南区真駒内）において、材質や色別に選別され、それぞれの再生工場で再商品化されている。

また、資源物として収集したびんと缶の一部を売却することにより得られる益金を、リサイクル推進基金として積み立てし、平成13年度からリサイクルの普及啓発や市民のリサイクル運動を支援するために活用している。

(4) 容器包装プラスチック

平成12年度からの容器包装リサイクル法の全面施行に伴い、平成12年7月（東区は4月）から、容器包装プラスチックの分別収集を開始した。集めたプラスチックは、中沼プラスチック選別センターで不適物を除去し、圧縮・梱包した後、(財)日本容器包装リサイクル協会及び再商品化事業者を引き渡している。

(5) 大型ごみ

平成5年4月から大型家具類などの粗大ごみ収集を実施していたが、平成9年10月からは申し込みによる戸別収集、平成10年1月からは有料制を実施し、10月からは木製家具等のリサイクル収集も実施している。

なお、平成13年4月の家電リサイクル法の完全実施に伴い、家電4品目（21年4月以降は、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は、有料で販売店を通じてメーカーに引き取られてリサイクルされることとなった。販売店が不明・不存在の場合等に対応するため、北海道電機商業組合から推薦を受けた「家電回収協力店」によって対応している。

また、平成15年10月から、資源有効利用促進法に基づき、メーカーによる家庭系パソコンの回収・リサイクルが始まった。

本市では家庭系パソコンのリサイクルを促進させるため、メーカーにより回収されないパソコンについて、札幌市内の一般廃棄物の収集運搬許可業者である(財)札幌市環境事業公社による回収・リサイクルシステムを整備するとともに、平成16年3月からパソコンを排出禁止物に指定し、収集対象から除外した。

(6) 雑がみ

平成21年7月から、リサイクルの推進とごみの減量を図るため、雑がみ収集を実施した。集めた雑がみは、9か所の民間施設及び中沼雑がみ選別センター（東区中沼）等において、再生紙及び固形燃料の原料として再資源化等されている。

また、平成23年4月から、新聞、雑誌、ダンボールは、雑がみの対象から外して集団資源回収または回収拠点等を利用することとし、やむを得ずごみステーションに出す場合は燃やせるごみとして排出することとした。

(7) 枝・葉・草

平成21年7月から、リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、枝・葉・草収集を実施した。

集めた枝・葉・草は、今後の有効利用に向けた実証試験として山本処理場（厚別区山本）において堆肥化等されている。

(8) 地域清掃ごみ

町内会清掃ごみや不法投棄ごみ等の収集を住民からの連絡等によりその都度実施している。

(9) 使用済み乾電池

昭和 59 年 2 月から、燃やせないごみの日に別袋で排出された使用済み乾電池を収集している。収集した乾電池は、昭和 61 年度から（社）全国都市清掃会議の使用済み乾電池広域回収処理事業を活用し広域回収・処理センターである野村興産㈱イトムカ鋳業所へリサイクル処理を委託している。

平成 24 年度の収集実績は 18.9 t である。

(10) 廃スプレー缶

平成 15 年 11 月から、燃やせないごみの日に別袋で排出された廃スプレー缶を収集している。収集したスプレー缶はリサイクル処理を委託している。

平成 24 年度の収集実績は 73.4 t である。

(11) 廃蛍光灯

平成 16 年 10 月から、家電量販店や小規模電気小売店の協力を得て、店頭で廃蛍光灯の拠点回収を行っている。収集した蛍光灯は、（社）全国都市清掃会議の廃蛍光灯広域回収処理事業を活用して、広域回収・処理センターである野村興産㈱イトムカ鋳業所へリサイクル処理を委託している。

平成 24 年度の収集実績は 166.7 t である。

(12) 動物の死体処理

道路等に遺棄された犬・ねこ等の死体処理は、市民からの通報等により委託業者が収集し、動物管理センターで焼却処理している。

平成 24 年度の処理件数は 3,183 件である。

ごみ量の推移（単位：t）

項目・年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
燃やせるごみ	354,869	283,613	246,217	251,803	254,298	
燃やせないごみ	48,378	41,884	20,320	21,476	20,594	
びん・缶・ペットボトル	28,241	32,406	34,738	34,041	34,330	
プラスチック	21,890	27,583	29,925	29,721	29,656	
雑がみ	—	26,215	34,469	25,379	25,559	
枝・葉・草	—	12,356	21,514	20,407	19,723	
大型ごみ	10,493	10,520	10,410	10,852	10,855	
地域清掃ごみ	2,548	4,924	5,318	5,372	5,224	
管路ごみ	661	556	503	433	178	
ごみ量合計	467,079	440,055	403,413	399,484	400,417	
内訳	廃棄ごみ量	416,846	341,359	282,638	289,810	291,032
	リサイクルごみ量	50,233	98,696	120,775	109,674	109,385

3 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）

平成 21 年 7 月から、要介護者や障がい者で一定の要件に該当する方に対して、玄関先からのごみの収集や大型ごみを家屋内から運び出して収集する支援事業を行っている。

なお、制度の見直しに向け、課題・問題点の整理、ノウハウの蓄積等を目的として、平成 24 年 10 月から平成 26 年 3 月まで、西区において、利用するための要件を緩和するなどしたモデル事業を実施している。

4 家庭ごみ収集方法等に関する検討

ごみ収集やごみステーションに関する課題を分析することを目的に、平成 22 年度に「家庭ごみ収集方法等に関する調査研究委員会」を設置し、ごみ収集等に関する現状や課題を把握するための意識調査及び他都市調査、戸別収集や小規模ごみステーション方式を実施した場合に必要な車両台数や経費等を推計するためのシミュレーション調査などを実施した。

平成 23 年度は、この調査結果等を踏まえ、家庭ごみの収集方法等に関するあり方を検討することを目的に、第三者委員会である「家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会」を設置した。委員会では、平成 24 年 2 月に、ごみステーションの管理負担軽減や、さわやか収集のあり方に関する対応策などをまとめた最終報告を作成した。

これを踏まえ、札幌市では、「今後の家庭ごみ収集方法等の見直しに向けての方針」を定め、今後、ごみステーション問題の改善に向けた重点化の取組、共同住宅のごみ出しルール違反に対する取組、さわやか収集制度の見直し等を行うこととした。

5 ごみステーションの浄化推進

昭和 46 年度から実施しているステーション方式は、現在市内の 42,043 か所（平成 25 年 3 月末現在）にごみステーションが設置されており市民の日常生活に定着しているが、一方では、排出マナーの悪い一部の市民のため、ごみステーションに常時ごみが排出されるなど、付近の住民が迷惑を被ったり、街の美観を損ねるなどの弊害も生じている。

このため、広報誌（広報さっぽろ等）やチラシ、ステッカーなどを使って排出ルール等を積極的に PR し、ごみステーション方式による収集方法（大型ごみは、平成 9 年 10 月から戸別収集、平成 10 年 1 月から戸別有料収集に変更）の趣旨の徹底を図るとともに、利用者自身による管理、清掃を推進している。

また、平成 6 年度からは、事業系ごみの全量有料化に伴い、事業系ごみが「ごみステーション」に排出されることのないよう、指導を強化している。

近年、カラスによるごみステーション散乱が相次いでいることから、平成 14 年度に、その防止策として、札幌市内約 200 か所のごみステーションを対象に、カラスよけ器具のモニター調査を実施した。その結果が、概ね好評であったことにより、平成 15 年度から、カラスよけ器具の作成方法等を PR した。

現在は、管理器材としてごみ飛散防止ネットとカラスよけサークルの併用を勧めている。

6 ごみステーションに関する規程の見直し

一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」策定のため、平成19年10月から実施したパブリックコメントや市民意見交換会等では、ごみステーション問題等について多くの意見が寄せられた。

なかでも、ごみステーションを共用している共同住宅と戸建住宅が混在した地区における、ごみ出しマナーをめぐるさまざまな問題に関する意見が特に多かったことから、ごみステーションに関する規程の全面的な見直しを図り、ごみの排出方法、ごみステーションの清潔保持、共同住宅のごみステーションの設置及び管理について必要な事項を定め良好な居住環境の確保を図ることを目的として、平成20年4月「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行した。

7 ごみステーションの管理支援

ごみステーションは利用する市民が協力して管理をすることとしているが、分別を守らないなど不適正排出者への対応は市民だけでは限界があることから、平成20年10月から、ごみステーションをパトロールし、不適正排出者への個別指導などの業務を行う職員(さっぽろごみパト隊)を各清掃事務所に配置した。平成24年度は90名体制で業務を行っている。

また、各町内会などごみステーションを管理している団体等を対象として、ごみ飛散防止ネット及びカラスよけサークルの購入助成を平成20年8月から実施、また、既存共同住宅の所有者等を対象として、平成21年12月から、箱型ごみステーションの敷地内設置費助成の事業を実施している。

さっぽろごみパト隊の活動状況（平成24年度）

月	ステーションパトロール (延べ箇所数)	開封調査	
		開封袋数 (袋)	排出者特定 (袋)
4月	178,848	8,991	1,221
5月	194,022	10,274	1,228
6月	172,152	8,602	1,038
7月	172,651	9,847	1,227
8月	187,380	10,901	1,206
9月	164,354	9,553	1,010
10月	175,615	11,150	1,190
11月	172,270	11,335	1,046
12月	162,739	11,138	732
1月	159,541	10,952	717
2月	158,553	11,321	830
3月	144,408	9,794	594
計	2,042,533	123,858	12,039

ごみステーション管理器材の購入助成状況

	ごみ飛散防止ネット(枚)	カラスよけサークル(基)	助成金額 (円)
平成 20 年度	7,227	3,145	30,705,100
平成 21 年度	4,179	4,527	29,518,200
平成 22 年度	3,282	3,903	27,242,400
平成 23 年度	3,193	2,423	19,844,100
平成 24 年度	3,746	2,026	19,241,000

※平成 20 年度は、8 月から助成開始

箱型ごみステーション設置費助成状況

	助成金交付件数 (件)	助成金額 (円)
平成 21 年度	322	3,751,800
平成 22 年度	1,285	14,269,200
平成 23 年度	656	7,428,200
平成 24 年度	620	7,390,300

※平成 21 年度は、12 月から助成開始

ごみステーション数

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	計
S T 数	33,653	34,747	37,125	39,357	40,601	42,043	—
増加数	1,051	1,094	2,378	2,232	1,244	1,442	9,441

※S T：ごみステーション
各年度末の箇所数。

ごみステーションの増減内訳及び専用共用区分

期 間	年度当初 S T 数(A)	新設 (B)	分離 (C)	廃止 (D)	年度末 S T 数 (A+B+C-D)	専用 S T 数	共用 S T 数
平成 22 年度	37,125	1,985	949	702	39,357	15,667	23,690
平成 23 年度	39,357	1,221	420	397	40,601	16,950	23,651
平成 24 年度	40,601	740	1,207	505	42,043	18,360	23,683
				増減	2,686	2,693	▲7

※S T：ごみステーション
S T 数、専用 S T 数、共用 S T 数は、各年度末の箇所数。